

就業規則（安全衛生関係）

<安全>

（安全に関する一般心得）

第1条 社員は、安全管理者、その他、関係者の指示に従い、安全施設を活用し、安全に関する諸規則及び注意を守り、常に職場の整理整頓に努め、危険災害の防止に協力するとともに、会社の行う安全に関する教育を進んで受け、これを必ず実行しなければならない。

2 前項の安全に関する規則などは、別に定める。

（順守事項）

第2条 社員は、特に次の各号の事項を順守しなければならない。

- (1)原動機、動力伝導装置、機械設備または工具などを始業前に点検し、故障または危険な個所を発見したときは、直ちに使用をやめ、係員に報告すること。
- (2)担当者でない者は、原動機、機械車両などの操作を行わないこと。
- (3)運転中の機械は、原則として、掃除や手入れなどを行わないこと。
- (4)安全装置、保護具、表示などの危険防止措置を取り外し、またはその効力を失わせるような行為をしないこと。
- (5)災害防止・消火器具、応急救護の設備、器具・資材の備えつけ場所、取り扱い方法を常に熟知し、その機能を失わせるような行為をしないこと。
- (6)通路、非常用出入り口、消火器材置き場など、危険防止または応急救護設備の備えつけ個所に不必要な物品を置かないこと。
- (7)許可なく火気や電熱器を使用したり、指定の場所以外で喫煙したりしないこと。
- (8)電気機器及びガス、水道設備などの取りつ

け・移設は、担当者以外は行わないこと。

- (9)許可なく立ち入り禁止区域に立ち入ったり、建物や煙突などの高所に登らないこと。
- (10)作業上、不適当な服装をして就業しないこと。

(11)就業中、負傷・疾病にかかった者は、直ちに所属上長に届け出なくてはならない。

(12)その他、所属上長の命令または注意に反する行動をしてはならない。

（非常災害措置）

第3条 社員は、火災、その他の非常災害が発生する危険があると知ったとき、その他、異常を認めたときは直ちに適切な措置をとるとともに、上長もしくは関係者に急報しなければならない。

2 非常災害が発生した場合は、互いに協力してその被害を最小限に止めるよう、努めなければならない。

（就業制限）

第4条 経験のない社員及び必要な技能を持たないものは、危険な業務に就かせてはならない。

<衛生>

（衛生に関する一般心得）

第5条 社員は、衛生管理者、その他、関係者の指示に従い、衛生に関する諸規則、疾病予防上の指示命令を守り、進んで各自の保健及び職場衛生の向上に努めなければならない。

2 前項の衛生に関する諸規則は、別に定める。

（就業禁止）

第6条 会社は、伝染性の疾病、精神病また

は就業することによって病状が増悪する恐れのある疾病にかかった社員については、就業を禁止する。

- 2 就業を禁止された社員が就業する場合には、会社の指定する医師の診断書を提出しなければならない。

（伝染病発生時の措置）

第7条 社員は、自己と同居する者またはその近隣に居住する者が伝染病にかかり、もしくはその疑いがあるときは、すみやかにその旨を会社に届け出なければならない。

- 2 前項の場合、会社は、消毒または予防接種、その他必要な措置を講じ、その社員に一定期間の就業禁止を令ずることがある。

（健康診断）

第8条 会社は、社員に対し、入社の際及び毎年定期に、健康診断を行う。その他、必要に応じ、社員の全部または一部に対して臨時に健康診断を行い、または予防接種など、防疫上、必要な措置を講ずることがある。

- 2 社員は、前項の健康診断などを理由なく拒んではならない。ただし、他の医師の健康診断などを受け、その結果を証明する書面を提出したときはこの限りではない。

（要保護者の取り扱い）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当し、医師が保護の必要を認めたときは、一定期間の就業時間の短縮、就業場所または業務の転換、もしくは治療その他、保健衛生上、必要な措置を講ずる。

- (1) ツベルクリン反応の陽性転化後、1年以内の者。
- (2) 疾病にかかり、または身体虚弱で、一定の保護を必要とする者。
- (3) 妊娠中の者。
- (4) 前各号の他、健康診断の結果、必要と認められる者。